令和6年度愛媛県人口減少対策調査研究業務に関する 企画提案公募(プロポーザル)審査基準

1 本書の目的

本書は、「令和6年度愛媛県人口減少対策調査研究業務」(以下「本業務」という。) に係る公募型プロポーザルにおける業務予定者を選定するための審査基準及びその他必要な事項を定めるものである。

2 業務予定者の選定

見積り額が委託契約の上限の範囲内である提案者のうち、審査得点が最も高い者を業務予定者とする。

3 提出書類の確認

愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は失格とする。

4 審査の実施主体

別途設置する選定委員会が行う。

5 審査項目

選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとする。

項目	評価ポイント	配点
業務に対す	業務の目的を正しく理解し、人口減少の要因分析や分かりやすい資	1 0
る考え方	料づくりが見込まれる内容となっているか。	
提案内容	近年の本県の移住動向を踏まえた詳細な社会減の分析が期待でき	2 0
	るか。	
	「えひめ人口減少対策重点戦略」を踏まえた本県の施策展開を理解	1 0
	しているか。	
	翌年度以降の実効性のある施策展開につながる調査分析が期待で	3 0
	きるか。	
実施体制	受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる遂行能力の	1 0
	高い事業者であるか。	
	業務を遂行するために必要十分な知識・知見を有し、活用されてい	1 0
	るか。	
その他	業務を円滑に実施するための実績とノウハウを有しているか。	5
	経費の見積額が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれている	5
	か。また、理解しやすい積算となっているか。	

6 審査方法

- (1) 選定委員会は、企画提案書を採点する。
- (2) 選定委員会は、審査順位が第一位の者を業務予定者とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上 である場合に業務予定者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がい ない場合には、再度公募を実施する。
- (4) 最高点の者が複数ある場合は、原則として見積額の安価な者を業務予定者とする。